令 和 ６ 年 （ ２ ０ ２ ４ 年 ）

９ 月 那 覇 市 議 会 定 例 会

議　案　書

令和６年９月２日

令和６年（2024年）９月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事　件　名	関係委員会	主管部課	頁
議案第８７号	那覇市固定資産評価審査委員会の委員の選任について	総務常任委員会	総務部 人事課	1
議案第８８号	那覇市公平委員会の委員の選任について	総務常任委員会	総務部 人事課	3
議案第８９号	那覇市税条例の一部を改正する条例制定について	総務常任委員会	企画財務部 納税課	5
議案第９０号	那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設条例制定について	教育福祉常任委員会	福祉部 ちゃーがんじゅう課	11
議案第９１号	那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	厚生経済常任委員会	健康部 国民健康保険課	17
議案第９２号	那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例制定について	教育福祉常任委員会	こどもみらい部 子育て応援課	19
議案第９３号	那覇市こども医療費助成条例の一部を改正する条例制定について	教育福祉常任委員会	こどもみらい部 子育て応援課	23
議案第９４号	令和６年度那覇市一般会計補正予算（第４号）	予算決算常任委員会 （４分科会）	企画財務部 財政課	別冊
議案第９５号	令和６年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）	予算決算常任委員会 （教育福祉分科会）	福祉部 ちゃーがんじゅう課	別冊
議案第９６号	令和６年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）	予算決算常任委員会 （厚生経済分科会）	健康部 国民健康保険課	別冊

令和６年（2024年）９月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事　件　名	関係委員会	主管部課	頁
議案第９７号	令和６年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）	予算決算常任委員会 （厚生経済分科会）	健康部 国民健康保険課	別冊
議案第９８号	令和６年度那覇市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第１号）	予算決算常任委員会 （教育福祉分科会）	こどもみらい部 子育て応援課	別冊
議案第９９号	令和５年度那覇市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	予算決算常任委員会 （都市建設環境分科会）	上下水道局 企画経営課	別冊
議案第１００号	財産の取得について（水難救助車）	総務常任委員会	消防局 総務課	27
議案第１０１号	財産の取得について（コンテナ消毒装置）	教育福祉常任委員会	学校教育部 学校給食課	29
議案第１０２号	財産の取得について（洗浄機、シンク等）	教育福祉常任委員会	学校教育部 学校給食課	31
議案第１０３号	財産の取得について（消毒保管機、冷凍・冷蔵庫）	教育福祉常任委員会	学校教育部 学校給食課	33
議案第１０４号	財産の取得について（真空冷却機等）	教育福祉常任委員会	学校教育部 学校給食課	35
議案第１０５号	工事請負契約について（令和６年度那覇空港南側船揚場整備工事（その２））	厚生経済常任委員会	経済観光部 商工農水課	37
議案第１０６号	あらたに生じた土地の確認について（港町１丁目）	都市建設環境常任委員会	まちなみ共創部 技術総務課	39

令和６年（2024年）９月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事　件　名	関係委員会	主管部課	頁
議案第１０７号	町の区域の変更について（港町１丁目）	都市建設環境常任委員会	まちなみ共創部 技術総務課	41
議案第１０８号	市街地の区域及び当該区域の住居表示の方法について(港町１丁目)	都市建設環境常任委員会	まちなみ共創部 技術総務課	43
議案第１０９号	事業契約について（新真和志複合施設建設事業）	都市建設環境常任委員会	まちなみ共創部 建築工事課	45
議案第１１０号	工事請負契約について（消防局庁舎外壁等改修工事）	総務常任委員会	消防局 総務課	47
議案第１１１号	工事請負契約について（与儀小学校給食調理場改築工事（建築））	教育福祉常任委員会	学校教育部 学校給食課	49
諮問第２号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	厚生経済常任委員会	市民文化部 市民生活安全課	51
認定第１号	令和５年度那覇市水道事業会計決算	予算決算常任委員会 (都市建設環境分科会)	上下水道局 企画経営課	別冊
報告第２７号	令和５年度決算に基づく資金不足比率の報告について	予算決算常任委員会 (都市建設環境分科会)	上下水道局 企画経営課	53
報告第２８号	令和５年度那覇市水道事業会計継続費精算報告書について	予算決算常任委員会 (都市建設環境分科会)	上下水道局 企画経営課	57
報告第２９号	専決処分の報告について（工事請負金額の変更）	教育福祉常任委員会	生涯学習部 施設課	59

議案第８７号

那覇市固定資産評価審査委員会の委員の選任について

次の者を那覇市固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、同意を求める。

令和６年９月２日提出

那覇市長　知念　覚

[redacted]

当山　恵子

[redacted]

（提案理由）

上記の者は、那覇市固定資産評価審査委員会の委員に適任であると思料するので、この案を提出する。

議案第８８号

那覇市公平委員会の委員の選任について

次の者を那覇市公平委員会の委員に選任したいので、同意を求める。

令和６年９月２日提出

那覇市長　知念　覚

[redacted]

山城　千絵

[redacted]

（提案理由）

上記の者は、那覇市公平委員会の委員に適任であると思料するので、この案を提出する。

議案第８９号

那覇市税条例の一部を改正する条例制定について

那覇市税条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和６年９月２日提出

那覇市長　知念　覚

（提案理由）

「地方税法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、特定バイオマス発電設備及び一体型滞在快適性等向上事業により整備した施設に係る固定資産税の特例割合を定め、併せて所要の規定を整備するため、この案を提出する。

那覇市税条例の一部を改正する条例

那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(市民税の減免) 第51条　[略] 2　前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。ただし、その者が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると市長が認める場合は、この限りでない。 (1)～(3)　[略] 3　[略] 第56条　法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。)に該当するものに限る。)	(市民税の減免) 第51条　[略] 2　前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。ただし、その者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると市長が認める場合は、この限りでない。 (1)～(3)　[略] 3　[略] 第56条　法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。)に該当するものに限る。)若

若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6)　[略]

(固定資産税の減免)

第71条　[略]

2　前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。ただし、その者が所有する固定資産が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると市長が認める場合は、この限りでない。

(1)～(5)　[略]

3　[略]

(特別土地保有税の減免)

第119条の3　[略]

2　前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、

しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6)　[略]

(固定資産税の減免)

第71条　[略]

2　前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。ただし、その者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると市長が認める場合は、この限りでない。

(1)～(5)　[略]

3　[略]

(特別土地保有税の減免)

第119条の3　[略]

2　前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、

次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。ただし、その者が所有又は取得をする土地が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると市長が認める場合は、この限りでない。	次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。ただし、その者が所有又は取得をする土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると市長が認める場合は、この限りでない。
(1)～(3)　［略］	(1)～(3)　［略］
3　［略］	3　［略］
付　則	付　則
(公益法人等に係る市民税の課税の特例)	
第1条の4　当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに租税特別措置法第40条第3項に規定する財産(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。	第1条の4　削除
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第6条の2　［略］	第6条の2　［略］
2～13　［略］	2～13　［略］
	14　法附則第15条第25項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。
14～22　［略］	15～23　［略］
	24　法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

23～26　［略］ （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第6条の3　［略］ 2～9　［略］ 10　法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6)　［略］ 11～14　［略］	25～28　［略］ （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第6条の3　［略］ 2～9　［略］ 10　法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6)　［略］ 11～14　［略］

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

2　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

3　条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。

付　則

（施行期日）

1　この条例は、令和7年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)　第51条第2項、第71条第2項、第119条の3第2項及び付則第6条の3第10項の改正規定　公布の日

(2)　第56条の改正規定　令和7年4月1日

(3)　付則第1条の4の改正規定　公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

（固定資産税に関する経過措置）

2　令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第９０号

那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設条例制定について

那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設条例を別紙のように制定する。

令和６年９月２日提出

那覇市長　知念　覚

（提案理由）

要介護者が、家庭的な環境と地域住民との交流の下で居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、その有する能力に応じ必要な支援を行う事業の場を提供する那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設を設置するため、この案を提出する。

那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設条例

（設置）

第1条　要介護者が、家庭的な環境と地域住民との交流の下で居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、その有する能力に応じ必要な支援を行う事業の場を提供するための施設として、那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設（以下「福祉施設」という。）を設置する。

（位置）

第2条　福祉施設の位置は、那覇市字真地270番地とする。

（福祉施設の用途）

第3条　福祉施設は、複合型サービス（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第23項に規定する複合型サービスであって、法第42条の2第1項本文の指定を受けて行うものをいう。第5条第1項において同じ。）を行う事業の用に供するものとする。

2　福祉施設は、前項の事業の用に供するのに併せて居宅サービス（法第8条第1項に規定する居宅サービスをいう。）を行う事業の用に供することができるものとする。

（利用許可等）

第4条　福祉施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2　前項の許可を受けようとする者は、市長が公告する期間内に、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければならない。

3　前項の申請が複数あった場合には、市長は、規則で定める事項を審査して、利用許可（第1項（第6項において準用する場合を除く。）の規定による許可をいう。以下同じ。）をする者を選定するものとする。

4　市長は、次に掲げる者には、利用許可をしてはならない。

(1)　第2項に規定する期間内に同項の申請をしない者

(2)　規則で定める事項を審査した結果、福祉施設を利用させるのに不適当であると認める者

(3)　前項に規定する場合において、同項の規定により選定されなかった者

5　市長は、利用許可をするに当たっては、福祉施設の管理上必要な条件を付するこ

とができる。

6　第1項、第2項及び前項の規定は、利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、第1項(この項において準用する場合を含む。)の許可を受けた事項を変更しようとする場合及び次条第2項の規定による更新を受けようとする場合について準用する。この場合において、第2項中「市長が公告する期間内」とあるのは、「規則で定める日まで」と読み替えるものとする。

(利用期間)

第5条　福祉施設を利用することができる期間(以下「利用期間」という。)の末日は、法第42条の2第1項本文の指定(複合型サービスに係るものであって、福祉施設を当該指定に係る複合型サービスを行う事業所とするものに限る。以下「事業者指定」という。)の有効期間の初日から起算して6年を超えない範囲内で市長が定める日とする。

2　市長は、1回に限り6年を超えない範囲内で利用期間を更新することができる。ただし、事業者指定について法第78条の12において準用する法第70条の2第1項の更新がない場合は、この限りでない。

(使用料)

第6条　利用者は、福祉施設の利用に係る使用料(以下「使用料」という。)を納付しなければならない。ただし、利用期間の初日から事業者指定の有効期間の初日の前日までの間の利用については、この限りでない。

2　使用料は、月ごとに、市長が定める日までに納付しなければならない。

3　使用料は、1月につき、利用期間の初日(前条第2項の規定による更新に係る期間の使用料にあっては、当該更新に係る期間の初日)において、福祉施設を構成する土地について那覇市行政財産使用料条例(1971年那覇市条例第9号)第3条第1項第1号アに規定する計算式で算出した額及び福祉施設を構成する建物について同項第2号に規定する計算式で算出した額の合計額を12で除して得た額とする。

4　前項の規定にかかわらず、事業者指定の有効期間の初日又は利用期間の末日が月の中途である場合の当該月分の使用料は、同項の規定により算出して得た額を当該月の日数で除して得た額に当該月における利用期間(第1項ただし書に規定する期間を除く。)の日数を乗じて得た額とする。

5　前2項の規定により算出して得た額に1円未満の端数を生じたときは、これを切

り捨てるものとする。

(使用料の全部又は一部の免除)

第7条　市長は、次に掲げる場合は、規則で定めるところにより、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(1)　天災その他不可抗力又は福祉施設の管理上の理由により、第3条に規定するサービス(福祉施設を事業所として行うものに限る。)の全部を4日以上継続して提供することができない場合

(2)　前号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認める場合

(使用料等の還付)

第8条　既に納付された使用料は、これを還付しない。

2　前条の規定による免除その他の理由により過誤納が生じたときは、当該過誤納となった額を還付するものとする。

(利用者の費用負担)

第9条　利用者は、次に掲げる費用を負担しなければならない。

(1)　電気、ガス、水道及び下水道の使用に要する費用

(2)　ごみその他の廃棄物の処理に要する費用

(3)　前2号に掲げるもののほか、市長が定める費用

(禁止事項)

第10条　利用者は、福祉施設を第3条に規定する事業の用以外の用に供してはならない。

2　利用者は、福祉施設を利用する権利を他の者に譲渡してはならない。

3　利用者は、福祉施設の設備(市長が定めるものを除く。以下この項において同じ。)を変更し、又は福祉施設に他の設備を施してはならない。

(利用許可の取消し等)

第11条　市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消さなければならない。

(1)　事業者指定を拒否する処分を受けたとき。

(2)　利用期間の初日の属する月の翌々月の初日までに事業者指定を受けていないとき。

(3)　事業者指定を受けている者でなくなったとき。

2　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消し、又は福祉施設の利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1)　利用者が、第3条第1項に規定するサービス(福祉施設を事業所として行うものに限る。)の全部を90日以上継続して提供しないとき。

(2)　利用者が、第6条第2項に規定する日までに使用料を納付しないとき。

(3)　前号に掲げるもののほか、利用者が、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(4)　利用者が、第4条第5項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件に違反したとき。

(5)　利用者が、第13条第1項の規定による求めに対し、報告をせず、資料を提出せず、虚偽の報告をし、又は虚偽の資料を提出したとき。

(6)　利用者又は利用者の関係者が、第13条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

(7)　利用者の関係者が、第13条第1項の規定による質問に対し、陳述をせず、又は虚偽の陳述をしたとき。

(8)　災害その他の事由により福祉施設を利用させることができなくなったとき。

(9)　福祉施設の管理上市長が特に必要があると認めるとき。

3　前2項の規定による利用許可の取消し又は利用の制限若しくは停止により生じた利用者の損害については、本市は、その責めを負わない。

(原状回復及び明渡しの義務)

第12条　利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、福祉施設を原状に回復し、これを市長に明け渡さなければならない。

(1)　利用期間が満了したとき。

(2)　利用許可を取り消されたとき。

(報告徴収及び立入検査)

第13条　市長は、この条例を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度において、利用者に対し、福祉施設の利用に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に福祉施設に立ち入り、その利用の状況を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、

関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3　第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（委任）

第14条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2　利用許可その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第９１号

那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和６年９月２日提出

那覇市長　知念　覚

（提案理由）

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和５年法律第 48 号）附則第１条第２号に掲げる規定の施行期日が令和６年 12 月２日と定められ、現行の被保険者証が同日以降、発行されなくなることに伴い、那覇市国民健康保険条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例

那覇市国民健康保険条例(昭和47年那覇市条例第90号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(過料) 第9条　本市は、世帯主が国民健康保険法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。	(過料) 第9条　本市は、世帯主が国民健康保険法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合は、その者に対し、10万円以下の過料を科する。
備考 1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付　則

(施行期日)

1　この条例は、令和6年12月2日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2　施行日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第260号)第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第９２号

那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例制定について

那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和６年９月２日提出

那覇市長　知念　覚

（提案理由）

助成対象となる養育者の範囲を拡大し、併せて字句の整理を行うため、この案を提出する。

那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例(平成7年那覇市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(助成対象者) 第3条　この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1)　医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者 (2)　本市に住所を有する者(母子家庭の母又は父子家庭の父に監護されている児童のうち、本市の区域外に住所を有するものを含む。)で次のいずれかに該当するもの ア～ウ　[略] エ　規則で定める養育者 2　[略]	(助成対象者) 第3条　[略] (1)　医療保険各法の規定による被保険者若しくは組合員又は被扶養者 (2)　[略] ア～ウ　[略] エ　養育者 2　[略]
(受給資格の消滅) 第11条　次の各号のいずれかに該当したときは、受給資格は、消滅する。 (1)～(2)　[略]	(受給資格の喪失) 第11条　次の各号のいずれかに該当したときは、受給資格を喪失する。 (1)～(2)　[略]

備考
1　改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付　則

(施行期日等)

1　この条例は、公布の日から施行し、改正後の那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例(以下「新条例」という。)第3条第1項第2号の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(経過措置)

2　令和6年4月1日から同年10月31日までの間において児童に係る受給資格の認定を受けている期間については、当該児童を養育する養育者に係る受給資格の認定及び受給者証の

交付がされていたものとみなして新条例の規定を適用する。

議案第９３号

那覇市こども医療費助成条例の一部を改正する条例制定について

那覇市こども医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和６年９月２日提出

那覇市長　知念　覚

（提案理由）

医療保険各法による保険給付を受けるための資格の確認の方法が改められることに伴い、所要の規定の整備を行うため、この案を提出する。

那覇市こども医療費助成条例の一部を改正する条例

那覇市こども医療費助成条例(平成5年那覇市条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(用語の定義) 第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(7)　[略] (8)　被保険者証等　被保険者証、組合員証、被扶養者証その他の医療保険各法による保険給付を受けるために発行された証をいう。	(用語の定義) 第2条　[略] (1)～(7)　[略]
(助成の方法) 第6条　市長は、規則で定める申請又は申出に基づき、次に掲げる方法により医療費の助成を行うものとする。 (1)　[略] (2)　受給資格者のこどもが保険医療機関等において受給資格者証及び被保険者証等を提示して医療を受けた場合において、当該受給資格者に代わり、当該保険医療機関等に第4条第1項に規定する一部負担金に相当する額を支払う方法	(助成の方法) 第6条　[略] (1)　[略] (2)　受給資格者のこどもが保険医療機関等において、医療保険各法による被保険者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに、受給資格者証を提示して医療を受けた場合において、当該受給資格者に代わり、当該保険医療機関等に第4条第1項に規定する一部負担金に相当する額を支払う方法
2　[略]	2　[略]
(届出の義務) 第7条　受給資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。 (1)　こどもの氏名、住所又は被保険者証等に変更があるとき。 (2)　受給資格者の氏名、住所又は届出口座に変更があるとき。 (3)　受給資格者が生活保護法による保	(届出の義務) 第7条　[略] (1)　第5条第1項の規定により申請した事項(この条(この号に係る部分に限る。)の規定により届け出た事項を含む。)に変更が生じたとき。 (2)　第3条第2項各号のいずれかに該当する者となったとき。

護を受けるようになったとき。 (4)　その他第3条に定める要件に該当しなくなったとき。	

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。

2　改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第１００号

財産の取得について
（水難救助車）

次のとおり水難救助車を購入する。

令和６年９月２日提出

那覇市長　知念　覚

１　品名、規格及び数量　　水難救助車（マイクロバスタイプ）
１台

２　購 入 の 目 的　　現有する水難救助車の老朽化による消防力の低下を防ぐため、車齢 19 年となる車両を更新する。

３　購 入 の 方 法　　制限付一般競争入札

（提案理由）
水難救助車を更新する目的で購入するため、この案を提出する。

議案第１０１号

財産の取得について
（コンテナ消毒装置）

次のとおりコンテナ消毒装置を購入する。

令和６年９月２日提出

那覇市長　知念　覚

１　品名、規格及び数量　　コンテナ消毒装置　10 台

２　購 入 の 目 的　（仮称）与儀学校給食センターのコンテナ消毒装置を取得することで、児童生徒への安全安心な給食提供を図る。

３　購 入 の 方 法　　制限付一般競争入札

（提案理由）

コンテナ消毒装置の購入について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

議案第１０２号

財産の取得について
（洗浄機、シンク等）

次のとおり洗浄機、シンク等を購入する。

令和６年９月２日提出

那覇市長　知念　覚

１　品名、規格及び数量　　洗浄機、シンク等　16 台

２　購 入 の 目 的　（仮称）与儀学校給食センターの洗浄機、シンク等を取得することで、児童生徒への安全安心な給食提供を図る。

３　購 入 の 方 法　　制限付一般競争入札

（提案理由）

洗浄機、シンク等の購入について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

議案第１０３号

財産の取得について
（消毒保管機、冷凍・冷蔵庫）

次のとおり消毒保管機、冷凍・冷蔵庫を購入する。

令和６年９月２日提出

那覇市長　知念　覚

１　品名、規格及び数量　　消毒保管機、冷凍・冷蔵庫　18 台

２　購 入 の 目 的　（仮称）与儀学校給食センターの消毒保管機、冷凍・冷蔵庫を取得することで、児童生徒への安全安心な給食提供を図る。

３　購 入 の 方 法　　制限付一般競争入札

（提案理由）

消毒保管機、冷凍・冷蔵庫の購入について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

議案第１０４号

財産の取得について
（真空冷却機等）

次のとおり真空冷却機等を購入する。

令和６年９月２日提出

那覇市長　知念　覚

１　品名、規格及び数量　　真空冷却機等　５台

２　購 入 の 目 的　（仮称）与儀学校給食センターの真空冷却機等を取得することで、児童生徒への安全安心な給食提供を図る。

３　購 入 の 方 法　　制限付一般競争入札

（提案理由）

真空冷却機等の購入について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

議案第１０５号

工事請負契約について
（令和６年度那覇空港南側船揚場整備工事（その２））

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和６年９月２日提出

那覇市長　知念　覚

１　契約の目的　　令和６年度那覇空港南側船揚場整備工事（その２）
２　契約の方法　　制限付き一般競争入札
３　契 約 金 額　　382,231,300 円
４　契約の相手方
　請負者　　新建・丸友開発・正吉建設共同企業体
　　代表者　　所在地　沖縄県那覇市具志３丁目４番 20 号２F
　　商　号　株式会社　新建
　　代表者　代表取締役　ゴルシャニ　サルシャレ　仁美
　　構成員　　所在地　沖縄県那覇市字真地 185 番地
　　商　号　有限会社　丸友開発
　　代表者　代表取締役　惣慶　長喜
　　構成員　　所在地　沖縄県那覇市字仲井真 365-２
　　商　号　株式会社　正吉建設
　　代表者　代表取締役　赤嶺　勲

（提案理由）
「令和６年度那覇空港南側船揚場整備工事（その２）」を施工するため、この案を提出する。

議案第１０６号

あらたに生じた土地の確認について
（港町１丁目）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第９条の５第１項の規定により、本市の区域内にあらたに生じた次の土地を確認する。

令和６年９月２日提出

那覇市長　知念　覚

１　土地の所在　　別図の土地

２　地　　積　　48,215.30 平方メートル

（提案理由）

那覇市港町１丁目の地先において、公有水面埋立により本市の区域内にあらたに土地が生じたので、地方自治法第９条の５第１項の規定に基づき、議会の議決を経て確認するため、この案を提出する。

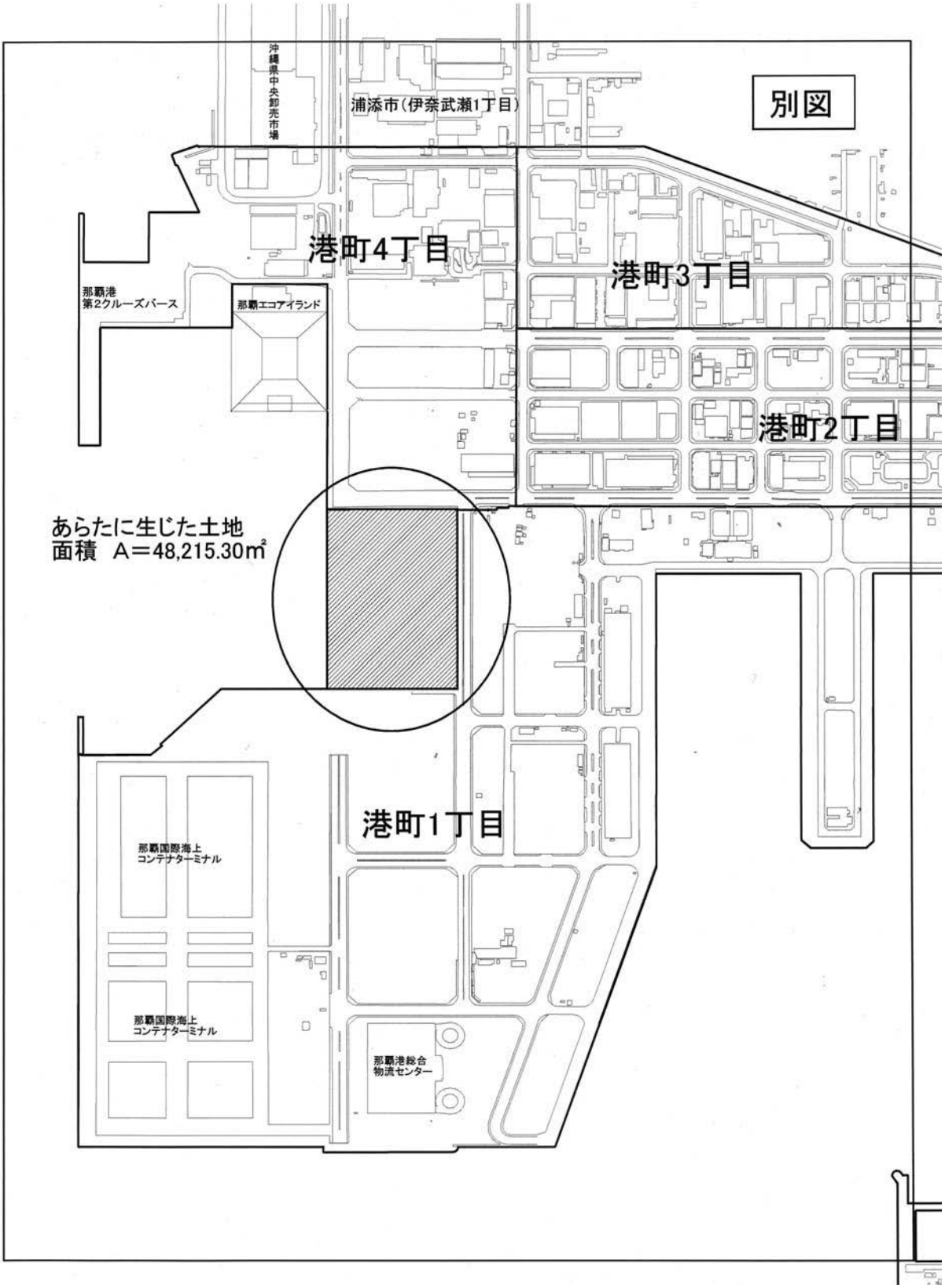
別図
沖縄県中央卸売市場
浦添市（伊奈武瀬1丁目）
港町4丁目
港町3丁目
港町2丁目
港町1丁目
那覇港
第2クルーズバース
那覇エコアイランド
あらたに生じた土地
面積　A＝48,215.30㎡
那覇国際海上
コンテナターミナル
那覇国際海上
コンテナターミナル
那覇港総合
物流センター

議案第１０７号

町の区域の変更について
（港町１丁目）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第１項の規定により、町の区域を次のとおり変更する。

別図に示すあらたに生じた土地を那覇市港町１丁目の区域に編入する。

令和６年９月２日提出

那覇市長　知念　覚

（提案理由）

那覇市港町１丁目の地先において、あらたに生じた土地の確認に伴い、地方自治法第 260 条第１項の規定に基づき、町の区域の変更について、議会の議決を経て定める必要があるため、この案を提出する。

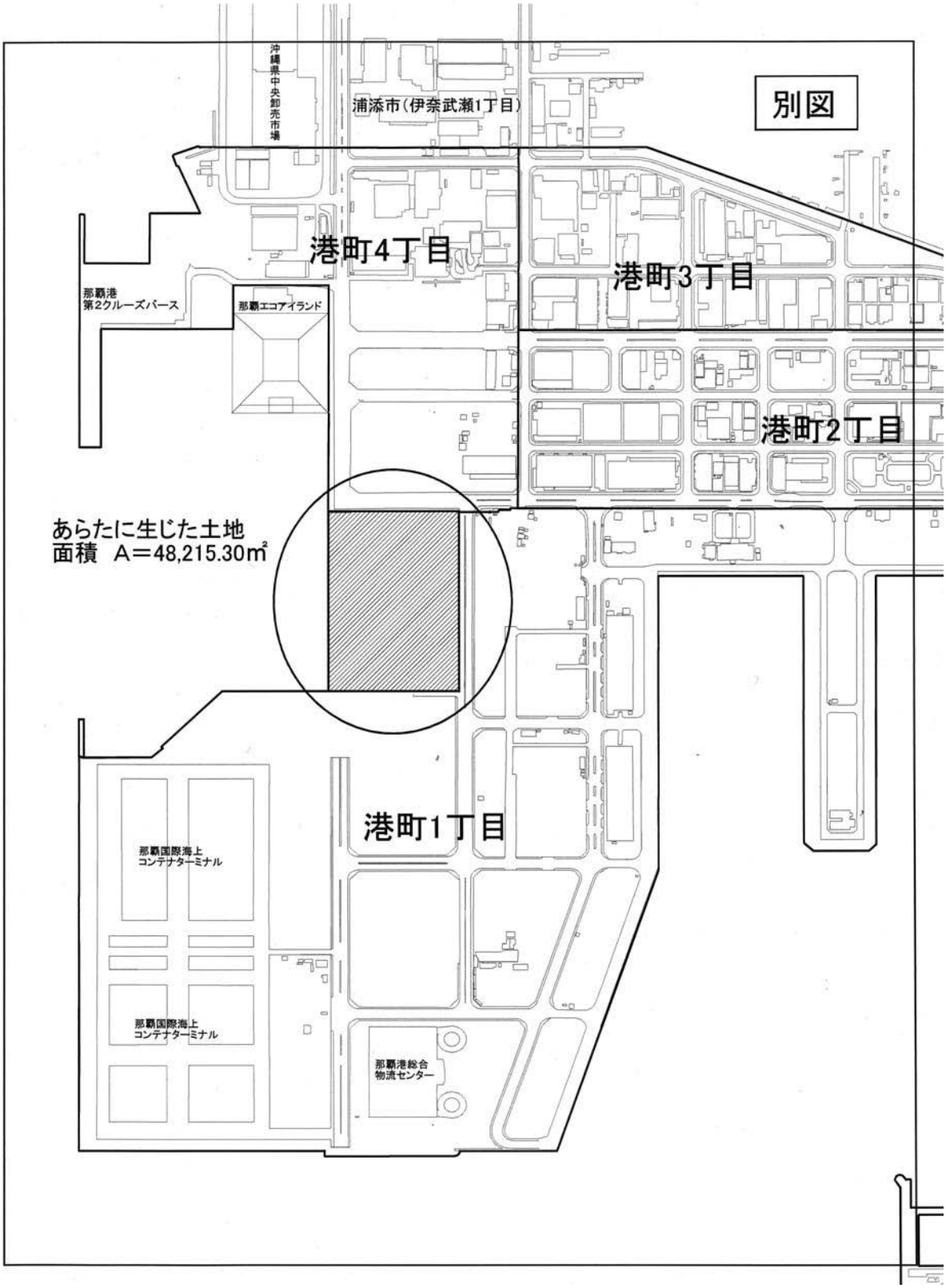
別図
沖縄県中央卸売市場
浦添市(伊奈武瀬1丁目)
港町4丁目
港町3丁目
港町2丁目
港町1丁目
那覇港
第2クルーズバース
那覇エコアイランド
あらたに生じた土地
面積　A＝48,215.30㎡
那覇国際海上
コンテナターミナル
那覇国際海上
コンテナターミナル
那覇港総合
物流センター

議案第１０８号

市街地の区域及び当該区域の住居表示の方法について
（港町１丁目）

住居表示に関する法律第３条第１項の規定により、あらたに生じた土地について市街地の区域及び当該区域の住居表示の方法を次のとおり定める。

令和６年９月２日提出

那覇市長　知念　覚

１　市街地の区域
別図に示すあらたに生じた土地（那覇市港町１丁目地先）

２　住居表示の方法
街区方式

（提案理由）
那覇市港町１丁目の地先において、あらたに生じた土地の区域における住居表示の実施のため、住居表示に関する法律第３条第１項の規定に基づき、市街地の区域及び当該区域の住居表示の方法について、議会の議決を経て定める必要があるため、この案を提出する。

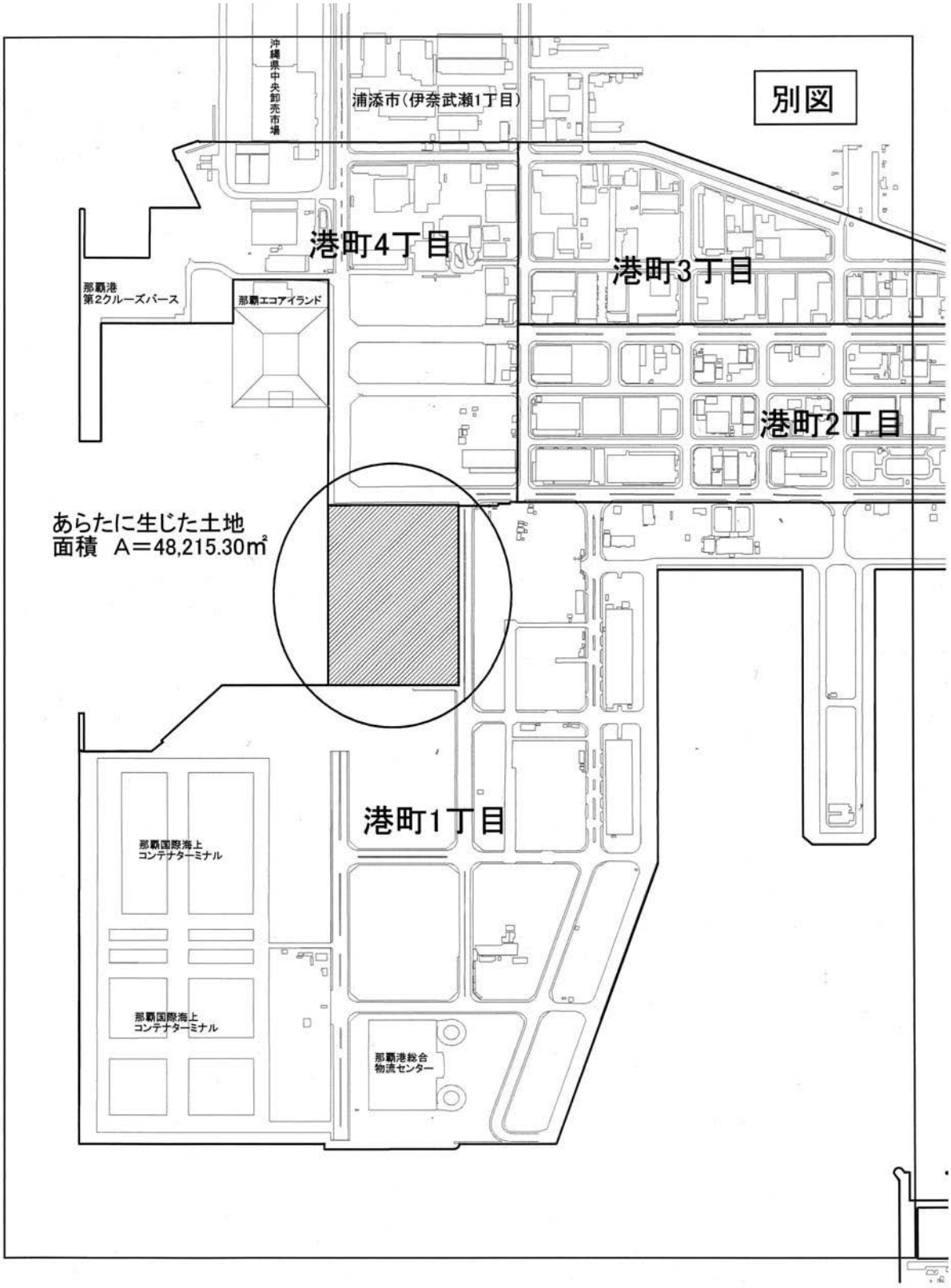
別図
沖縄県中央卸売市場
浦添市（伊奈武瀬1丁目）
港町4丁目
港町3丁目
港町2丁目
港町1丁目
那覇港
第2クルーズバース
那覇エコアイランド
あらたに生じた土地
面積　A＝48,215.30㎡
那覇国際海上
コンテナターミナル
那覇国際海上
コンテナターミナル
那覇港総合
物流センター

議案第１０９号

事業契約について
（新真和志複合施設建設事業）

次のとおり事業契約を締結する。

令和６年９月２日提出

那覇市長　知念　覚

１　契約の目的　　新真和志複合施設建設事業　事業契約
２　契約の方法　　総合評価一般競争入札
３　契約金額　　4,690,325,827 円
４　契約の相手方　沖縄県那覇市旭町１１４番地４
　　株式会社ＷＥＬＬＮＡ ＭＡＷＡＳＨＩ
　　代表取締役　佐野　誠一

（提案理由）
新真和志複合施設建設事業に係る設計・建設・工事監理・維持管理業務を実施するため、この案を提出する。

議案第１１０号

工事請負契約について
（消防局庁舎外壁等改修工事）

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和６年９月２日提出

那覇市長　知念　覚

１　契約の目的　　消防局庁舎外壁等改修工事

２　契約の方法　　制限付き一般競争入札（事後審査型）

３　契 約 金 額　　145,824,800 円

４　契約の相手方　株式会社　大成エンジニア

代表者　沖縄県那覇市久茂地１丁目７番１号
琉球リース総合ビル１階
株式会社　大成エンジニア
代表取締役　小林　真一

（提案理由）
消防局庁舎外壁等改修工事を施工するため、この案を提出する。

議案第１１１号

工事請負契約について
（与儀小学校給食調理場改築工事（建築））

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和６年９月２日提出

那覇市長　知念　覚

１　契約の目的　　与儀小学校給食調理場改築工事（建築）

２　契約の方法　　制限付一般競争入札

３　契約金額　　384,270,700 円

４　契約の相手方　　沖電工・ホーム 21 共同企業体

代表者　　沖縄県那覇市壺川二丁目１１番地１１
株式会社　沖電工
代表取締役　島袋　清人
構成員　　沖縄県那覇市字真地 426 番地 166
株式会社　ホーム 21
代表取締役　玉城　和広

（提案理由）
与儀小学校給食調理場改築工事（建築）を施工するため、この案を提出する。

諮問第２号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

別紙の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和６年９月２日提出

那覇市長　知念　覚

（諮問理由）

別紙の者は、人権擁護委員候補者として適任と思料されるので、諮問する。

別　紙

1 [redacted]

岸本（きしもと）　孝一（こういち）　（[redacted]）　〈再任推薦〉

2 [redacted]

下門（しもじょう）　美恵子（みえこ）　（[redacted]）　〈再任推薦〉

3 [redacted]

永山（ながやま）　カヨ子（かよこ）　（[redacted]）　〈再任推薦〉

4 [redacted]

田本（たもと）　由美子（ゆみこ）　（[redacted]）　〈再任推薦〉

5 [redacted]

山元（やまもと）　明美（あきみ）　（[redacted]）　〈再任推薦〉

6 [redacted]

河井（かわい）　耕治（こうじ）　（[redacted]）　〈新規推薦〉

報告第２７号

令和５年度決算に基づく資金不足比率の報告について

令和５年度決算に基づき算定した資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第１項の規定に基づき別紙のとおり報告する。

令和６年９月２日提出

那覇市長　知念　覚

資金不足比率

（令和5年度決算に基づく資金不足比率）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第2項の規定に基づく資金不足比率

（単位：％）

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準
那覇市水道事業会計	―	20.0
那覇市下水道事業会計	―	

備考　各会計の資金不足比率の欄において、「―」が表記されている場合は、資金の不足額が発生していないことを表す。

那 監 第 27 号
令和6年7月31日

那覇市長　知 念 覚 様

那覇市監査委員　上 地 英 之
同　宮 城 哲
同　城 間 東
同　中 村 圭 介

市委印
覇査
那監員

令和5年度決算に基づく資金不足比率審査意見について（提出）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について、次のとおり意見を提出します。

令和５年度決算に基づく資金不足比率審査意見書

第１　準拠基準

那覇市監査委員監査基準（令和２年那覇市監査委員告示第１号）

第２　審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第１項の規定による資金不足比率審査

第３　審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定める資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第４　審査の着眼点

資金不足比率は正確に算定されているか。

第５　審査の主な実施内容

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に算定されているかを検証するため、決算書及び参考資料の確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

第６　審査の期間、日程及び実施場所

１　期　間　令和６年６月７日から同年７月 25 日まで
２　日　程　令和６年６月 20 日　事務局職員による予備審査
　　令和６年７月５日　監査委員審査
３　場　所　那覇市上下水道局

第７　審査の結果

審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ、正確であるものと認められる。

資金不足比率については、いずれの公営企業会計においても資金不足は生じていない。

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	―	20.0%
下水道事業会計	―	

（注）１　資金不足が生じていない場合は、資金不足比率を「―」で表示する。
　　２　経営健全化基準の数値は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等で定められた数値である。

※【参考】

資金不足比率の状況

（単位：千円）

会計区分	資金剰余額	事業の規模	資金不足比率
水道事業会計	8,373,277	6,783,046	―
下水道事業会計	5,040,123	3,713,072	―

報告第２８号

令和５年度那覇市水道事業会計継続費精算報告書について

継続事業として施行していた「豊見城配水池建設工事」について、継続年度が終了したので地方公営企業法施行令第 18 条の２第２項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和６年９月２日提出

那覇市長　知念　覚

地方公営企業法施行令第１８条の２第２項の規定による継続費精算報告書

令和５年度那覇市水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事　業　名	年度	全体計画		実績		比較	
				年割額	左の財源内訳 建設改良積立金	支払義務発生額	左の財源内訳 建設改良積立金	年割額と 支払義務発生額の差	左の財源内訳 建設改良積立金
				円	円	円	円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	豊見城配水池 建設工事	3	195,198,000	195,198,000	0	0	195,198,000	195,198,000
			4	292,795,000	292,795,000	0	0	292,795,000	292,795,000
			5	0	0	444,984,100	444,984,100	△ 444,984,100	△ 444,984,100
			計	487,993,000	487,993,000	444,984,100	444,984,100	43,008,900	43,008,900

報告第２９号

専決処分の報告について
（工事請負金額の変更）

地方自治法第 180 条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和６年９月２日提出

那覇市長　知念　覚

専　決　処　分　書

地方自治法第180条第１項の規定に基づき平成12年３月24日議会の議決により指定された、契約金額の100分の５以内でその額が1,000万円を超えない範囲の契約金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和　６年　７月　23日

那覇市長　知念　覚

１　議決事件名　工事請負契約について
（松川小学校屋内運動場及びプール改築工事（建築））
（令和５年９月26日同意）

工　事　名　松川小学校屋内運動場及びプール改築工事（建築）

契約の相手方

受注者　大米建設・照正組・オリジン建設共同企業体

代表者　沖縄県那覇市高良３丁目１番地１
株式会社　大米建設
代表取締役社長　国吉　修

構成員　沖縄県那覇市字国場1170番地の６
株式会社　照正組
代表取締役　照屋　圭太

構成員　沖縄県那覇市樋川２丁目６番10号
株式会社　オリジン建設
代表取締役　長山　宏

２　変更する事項　契約金額
既決金額　894,239,500円
変更する金額　895,505,600円